

★期間限定・特別企画

【浪花酒造】世界無形文化遺産「伝統的酒造り」体験・前泊付

※出発日：＜10月＞ 19日(月)、20日(火)、21日(水)、26日(月)、27日(火)、28日(水)
＜11月＞ 2日(月)、3日(火)、4日(水)、9日(月)、10日(火)、11日(水)
＜1月＞ 18日(月)、19日(火)、20日(水)、25日(月)、26日(火)、27日(水)
＜2月＞ 1日(月)、2日(火)、3日(水)、8日(月)、9日(火)、10日(水)

◆＜ライト＞【梅プラン：ご旅行代金 15,000 円(税込)】

：世界無形文化遺産となった「伝統的酒造り」を気軽に体験していただけるプラン（お土産付き／特別純米 300ml）です。

酒造り期間限定プランです。午前中（8:00～12:00）の作業の体験をしていただき、空き時間には蔵の見学案内をさせていただきます。

◆＜スタンダード＞【竹プラン：ご旅行代金 18,500 円(税込)】

：世界無形文化遺産となった「伝統的酒造り」を1日体験していただけるプラン（昼食・お土産付き／純米吟醸 720ml）です。酒造り期間限定です。1日（8:00～17:00）通しての作業を体験していただき、空き時間には蔵の見学案内をさせていただきます。

◆＜プレミアム＞【松プラン：ご旅行代金 27,500 円(税込)】

：世界無形文化遺産となった「伝統的酒造り」の体験及び体験して造ったお酒のプレゼント付きの豪華プラン（昼食・お土産・各種工程ご招待付き）です。さらに登録有形文化財の酒蔵と本宅の見学案内もいたします。

お土産／・体験していただいたお酒（体験者限定ラベル貼付）720ml＜後日＞

- ・浪花正宗大吟醸 720ml
- ・浪花流杜氏思考（非売品）冊子

ご招待／・体験していただいたお酒の搾り作業

- ・体験していただいたお酒の瓶詰作業、及びご自身で体験者限定ラベルの貼付作業

＜注意＞それぞれの作業日程は浪花酒造側で指定させていただきます

【行程表】

	行 程	食 事
1 日目	各自ホテルにチェックインしてください ※20 時を過ぎる場合は要連絡 宿泊：阪南国際ホテル シングル または ツイン 大阪府阪南市箱の浦 2438 TEL:072-493-7781	昼： × 夕： ×
2 日目	希望者は浪花酒造までお送り致します。※ご旅行申込時にお申し出ください 浪花酒造 集合：午前 8 時 ◆梅プラン：酒造り体験 12 時まで ◆竹プラン：酒造り体験 17 時まで（昼食付） ◆松プラン：酒造り体験 17 時まで（昼食付） 体験終了後 解散	朝：ホテル 昼：×(注) ※竹・松プラン は昼食付

【ご旅行条件】

参加資格：20 歳以上

募集人数：各出発日 5 名

ご旅行代金：「サービス料・消費税等諸税」が含まれています。※幼児・子ども代金の設定はありません。

宿泊について：阪南国際ホテル 大阪府阪南市箱の浦 2483 TEL:072-493-7781

1 泊 無料朝食付き（シングルルーム または ツインルーム）

※翌朝、希望者はホテルスタッフが浪花酒造までお送りしますので、本企画お申込み時にお申し出ください。

※ホテルにて無料朝食がセットされております。食事されなかった場合でも返金はありません。

最少催行人数：1 名（1 名様からお申し込み可能です）

添乗員：同行致しません

【旅行条件書（一部抜粋・要約）】

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 の定めるところの契約書面の一部となります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので事前にご確認のうえお申込みください。

- 募集型企画旅行契約
(1)この旅行は、一般社団法人阪南市観光協会（以下「当法人」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当法人と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレットに記載されている条件の他、ご旅行お申込み時にお渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当法人約款」といいます。）によります。
- 旅行のお申込みと契約の成立時期
(1)当法人にて、当法人所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当法人らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
(2)当法人らは電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当法人らの予約を承諾する旨の通知が、お客様に到達した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払が必要です。
(3)旅行契約は、電話によるお申込 の場合、本項(2)により申込金を当 法人らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリ、インターネット等でお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当法人らがお客様との旅行契約を承諾する通知が到達したときに成立いたします。
- 旅行代金のお支払い
旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前、又は当法人らが指定する期日までにお支払いいただきます。
- 旅行代金に含まれるもの・旅行代金に含まれないもの
(1)旅行日程に明示した宿泊費、食事代、体験料等）及び消費税等諸税。
(2)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
(3)旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的性質の諸費用は含まれません。
- 旅行開始前の解除
お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。当法人は旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。 取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。
- 取消料

旅行契約の解除期日	取消料	旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日前日の解除	旅行代金の 40%
21 日目に当たる日以前の解除	無 料	旅行開始日当日の解除	旅行代金の 50%
20 日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 20%	旅行開始後の解除無連絡不参加	旅行代金の 100%
7 日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 30%		

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- 旅行代金が期日までに支払われなときは、当法人は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を收受します。
- 個人情報の取扱い
(1)当法人らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当法人らは①当法人らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い ④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 当法人らは、当法人らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当法人らは利用させていただきます。尚、当法人における個人情報取扱管理者の氏名については当法人へお問合せ下さい。
- 当法人は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当法人の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- ご旅行条件・ご旅行代金の基準
この旅行条件は 2026 年 9 月 1 日を基準と致します。また、ご旅行代金は 2026 年 9 月 1 日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

【旅行企画・実施・販売】

登録番号：大阪府知事登録旅行業 地域 3325 号

名 称 ：一般社団法人阪南市観光協会 ＜営業日・営業時間（平日・9:00～17:00）＞

所 在 地 ：大阪府阪南市尾崎町 35-4 阪南市商工会館 2F

電話番号：0 7 2－4 4 7－5 5 4 7 F A X：0 7 2－4 4 7－5 8 4 7

旅行業務取扱管理者：雪谷 充宏

担当者名：雪谷 充宏

＜緊急連絡先＞ 阪南市観光協会 0 7 0－2 3 7 9－4 8 8 9